現任研修受講時期の考え方

資料11

平成２７年6月16日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

＜例＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２２年度 | ２３年度 | ２４年度 | ２５年度 | ２６年度 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 | ３３年度 | ３４年度 | ３５年度 |
| 初任者  修了 | この間に1回以上現任研修を受ける  （どの年度の研修を修了しても、28年度からの  5年間は相談支援専門員として従事ができる） | | | | | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | | ～同様に５年度毎に１回以上  受講 | | |
|  | 初任者  修了 | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | |  | |
|  | 初任者  修了 | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | |  |

初任者研修修了年度を起点に、翌年度から５年の間に１回以上現任研修を受けることで、有効期限が更

**初任者研修修了年度を起点に、翌年度から５年の間に１回以上現任研修を受けることで、**

**有効期限が更新されます。**

例えば…

平成22年度に初任者研修を修了した方は、23～27年度の間に現任研修を受講・修了することで、32年度まで相談支援専門員として従事することができます。

（現任研修修了年度を起点には考えません。現任研修を23年度に修了しても27年度に修了しても、32年度まで有効となります。）

しかし、27年度までに現任研修を修了しないと、28年度以降相談支援専門員として従事できなくなります。再度相談支援専門員業務に就くには、初任者研修の受講・修了が必要です。